

積立金基本指針の概要

一元化法による改正後の厚生年金保険法第79条の4において、主務大臣は積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるよう、①～④の事項が定められた基本指針を作成することとされている。この指針は、厚生労働大臣が案を作成し、三大臣に協議して定め公表することとされ、現時点では以下のような内容が考えられる。

① 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針

- 厚生年金全体の積立金の運用についての基本理念として、
 - ・ 積立金の運用は、専ら被保険者のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと
 - ・ 年金財政上の実質的な運用利回りを確保するよう行うこと
- など

② 積立金の資産の構成の目標に関する基本的な事項

- 管理運用主体が定める厚生年金全体のモデルポートフォリオの基本的事項として、
 - ・ 財政検証における経済前提として設定される実質的な運用利回りを達成すること
 - ・ 現代投資理論に基づき作成すること
 - ・ 独自運用の取扱い
- など

③ 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体が遵守すべき事項

- 具体的には、
 - ・ 各運用主体がモデルポートフォリオを踏まえて基本ポートフォリオを策定すること
 - ・ リスク・リターン特性の異なる複数の資産に分散投資すること
 - ・ 市場や民間の活動への影響に配慮すること
 - ・ 流動性の確保に留意すること
 - ・ 運用実績を公開すること
 - ・ 運用実績の評価方法を記載すること
- など

④ その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

- ①～③以外の事項として、具体的には、
 - ・ 移行ポートフォリオの策定
 - ・ 独自運用の評価方法
- など